

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月21日
【中間会計期間】	第144期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
【会社名】	株式会社岩手銀行
【英訳名】	The Bank of Iwate, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 岩 山 徹
【本店の所在の場所】	岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号
【電話番号】	盛岡(019)623局1111番
【事務連絡者氏名】	常務執行役員総合企画部長 小 原 透
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町四丁目4番2号 株式会社岩手銀行東京事務所
【電話番号】	東京(03)3241局4312番
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 菅 原 昭 洋
【縦覧に供する場所】	株式会社岩手銀行東京営業部 (東京都中央区日本橋本町四丁目4番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2023年度中間連 結会計期間	2024年度中間連 結会計期間	2025年度中間連 結会計期間	2023年度	2024年度
		(自2023年 4月1日 至2023年 9月30日)	(自2024年 4月1日 至2024年 9月30日)	(自2025年 4月1日 至2025年 9月30日)	(自2023年 4月1日 至2024年 3月31日)	(自2024年 4月1日 至2025年 3月31日)
連結経常収益	百万円	21,519	23,734	31,984	43,886	49,178
連結経常利益	百万円	4,009	4,417	6,417	6,955	9,780
親会社株主に 帰属する中間純利益	百万円	2,672	3,122	4,358	—	—
親会社株主に 帰属する当期純利益	百万円	—	—	—	4,225	6,976
連結中間包括利益	百万円	1,905	△887	10,644	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	16,404	△13,234
連結純資産額	百万円	185,550	197,963	194,276	199,436	184,658
連結総資産額	百万円	3,802,044	3,802,582	3,814,826	3,929,595	3,802,787
1株当たり純資産額	円	10,879.75	11,529.66	11,267.17	11,673.60	10,733.37
1株当たり中間純利益	円	154.40	182.47	253.20	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	245.96	406.86
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	153.66	181.80	252.66	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	244.70	405.67
自己資本比率	%	4.8	5.2	5.0	5.0	4.8
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△193,693	△132,864	△78,036	△33,944	△152,428
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△87,290	△38,283	34,591	△47,021	△90,790
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,646	△629	△1,056	△2,276	△1,599
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高	百万円	363,468	391,080	273,537	562,858	318,039
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,409 [437]	1,392 [427]	1,399 [437]	1,366 [434]	1,357 [426]

- (注) 1. 2023年度より、従業員持株会信託型E S O Pを導入し、従業員持株会信託型E S O Pが保有する当行株式を（中間）連結財務諸表において自己株式に計上しております。これに伴い、当該信託が保有する当行株式数は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。また、1株当たり中間（当期）純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。
2. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末新株予約権－（中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第142期中	第143期中	第144期中	第142期	第143期
決算年月		2023年9月	2024年9月	2025年9月	2024年3月	2025年3月
経常収益	百万円	19,124	21,316	29,080	38,668	43,704
経常利益	百万円	4,105	4,676	6,244	6,625	9,549
中間純利益	百万円	2,848	3,442	4,283	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	4,068	6,868
資本金	百万円	12,089	12,089	12,089	12,089	12,089
発行済株式総数	千株	18,497	18,497	18,497	18,497	18,497
純資産額	百万円	180,881	191,283	186,621	192,398	177,109
総資産額	百万円	3,799,272	3,798,615	3,809,313	3,925,139	3,797,059
預金残高	百万円	3,258,598	3,213,840	3,212,949	3,240,420	3,202,259
貸出金残高	百万円	2,058,230	2,158,225	2,242,573	2,099,334	2,206,680
有価証券残高	百万円	1,191,042	1,172,024	1,164,396	1,142,176	1,196,970
1株当たり配当額	円	40.00	60.00	96.00	80.00	125.00
自己資本比率	%	4.7	5.0	4.8	4.8	4.6
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,328 [433]	1,307 [422]	1,302 [431]	1,284 [430]	1,268 [421]

(注) 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末新株予約権）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

国内経済につきましては、一部に弱さを伴いながらも緩やかな回復を続けました。企業収益は製造業において関税による下押しの影響がみられましたが全体としては高水準を維持し、個人消費は物価上昇の影響を受けつつも底堅く推移しました。

当行が主たる営業基盤とする岩手県の経済につきましては、住宅着工の減少や発注主体による公共工事の振れ、乗用車販売の弱含みから建設・自動車関連が力強さを欠く一方、小売は底堅く推移しました。企業景況感は改善の動きがみられるものの、コスト高と人手不足、外部環境の不確実性を意識した慎重姿勢が続きました。

このような状況にありまして、当中間連結会計期間の財政状態及び経営成績は次のとおりとなりました。

(財政状態)

預金等（譲渡性預金を含む）は、公金預金が減少したことなどから、前年度末比689億円減少し3兆3,447億円となりました。

貸出金は、法人向け貸出が増加したことなどから、前年度末比349億円増加し2兆2,325億円となりました。

有価証券は、社債等の債券が減少したことなどから、前年度末比326億円減少し1兆1,616億円となりました。

(経営成績)

損益状況につきましては、経常収益は、貸出金利息や有価証券利息配当金などの資金運用収益が増加したことなどから、前年同期比82億50百万円増の319億84百万円となりました。

経常費用は、預金利息などの資金調達費用や、国債等債券償還損などのその他業務費用および貸倒引当金繰入額がそれぞれ増加したことから、前年同期比62億51百万円増の255億67百万円となりました。

この結果、経常利益は前年同期比20億円増の64億17百万円となりました。

また、親会社株主に帰属する中間純利益は、同12億36百万円増の43億58百万円となりました。

(セグメント別経営成績)

セグメント別の経営成績につきましては、銀行業での経常収益は前年同期比77億63百万円増の290億80百万円、セグメント利益は同15億68百万円増の62億44百万円となりました。

リース業での経常収益は、前年同期比1億33百万円増の23億39百万円、セグメント利益は36百万円（前年同期は30百万円のセグメント損失）となりました。

クレジットカード業・信用保証業での経常収益は、前年同期比37百万円減の5億50百万円、セグメント利益は同8百万円増の1億20百万円となりました。

(参考)

① 国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は、貸出金利息や有価証券利息配当金が増加したことなどにより、前中間連結会計期間比33億50百万円増の187億77百万円となりました。内訳を見ますと、国内業務部門が前中間連結会計期間比32億48百万円増の175億98百万円、国際業務部門が同1億1百万円増の11億78百万円となりました。

役務取引等収支は、融資関連費用が増加したことなどにより、前中間連結会計期間比1億81百万円減の28億76百万円となりました。

その他業務収支は、国債等債券償還損の増加などにより、前中間連結会計期間比22億44百万円減の△36億33百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	14,350	1,077	15,427
	当中間連結会計期間	17,598	1,178	18,777
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	15,191	1,100	16,291
	当中間連結会計期間	21,189	1,305	22,494
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	841	22	863
	当中間連結会計期間	3,590	127	3,717
役務取引等収支	前中間連結会計期間	3,050	6	3,056
	当中間連結会計期間	2,869	6	2,875
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,864	16	4,880
	当中間連結会計期間	4,811	17	4,828
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,813	10	1,823
	当中間連結会計期間	1,942	10	1,952
その他業務収支	前中間連結会計期間	△694	△694	△1,388
	当中間連結会計期間	△3,111	△521	△3,632
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	2,199	—	2,199
	当中間連結会計期間	2,323	—	2,323
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	2,894	694	3,588
	当中間連結会計期間	5,435	521	5,956

- (注) 1. 国内業務部門とは当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当行の外貨建取引であります。ただし、当行の円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。
2. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間1百万円、当中間連結会計期間7百万円)を控除して表示しております。
3. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

② 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、預り資産関連手数料が減少したことなどにより、前中間連結会計期間比52百万円減の48億29百万円となりました。内訳を見ますと、国内業務部門が前中間連結会計期間比53百万円減の48億11百万円、国際業務部門が同1百万円増の17百万円となりました。

役務取引等費用は、前中間連結会計期間比1億28百万円増の19億52百万円となりました。内訳を見ますと、国内業務部門が前中間連結会計期間比1億29百万円増の19億42百万円、国際業務部門が前年同期並みの10百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,864	16	4,881
	当中間連結会計期間	4,811	17	4,829
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	938	—	938
	当中間連結会計期間	902	—	902
うち為替業務	前中間連結会計期間	1,036	16	1,052
	当中間連結会計期間	1,138	17	1,156
うち代理業務	前中間連結会計期間	930	—	930
	当中間連結会計期間	814	—	814
うち証券関係業務	前中間連結会計期間	283	—	283
	当中間連結会計期間	140	—	140
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	12	—	12
	当中間連結会計期間	11	—	11
うち保証業務	前中間連結会計期間	158	0	158
	当中間連結会計期間	135	0	135
うちクレジットカード業務	前中間連結会計期間	384	—	384
	当中間連結会計期間	404	—	404
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,813	10	1,824
	当中間連結会計期間	1,942	10	1,952
うち為替業務	前中間連結会計期間	75	4	79
	当中間連結会計期間	120	4	125

(注) 国際業務部門には、当行の外国為替業務等に関する収益、費用を計上しております。

③ 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	3,208,337	1,733	3,210,070
	当中間連結会計期間	3,206,778	1,770	3,208,549
うち流動性預金	前中間連結会計期間	2,293,522	—	2,293,522
	当中間連結会計期間	2,263,083	—	2,263,083
うち定期性預金	前中間連結会計期間	895,246	—	895,246
	当中間連結会計期間	925,073	—	925,073
うちその他	前中間連結会計期間	19,569	1,733	21,302
	当中間連結会計期間	18,621	1,770	20,391
譲渡性預金	前中間連結会計期間	126,881	—	126,881
	当中間連結会計期間	136,201	—	136,201
総合計	前中間連結会計期間	3,335,218	1,733	3,336,952
	当中間連結会計期間	3,342,980	1,770	3,344,750

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
3. 国内業務部門とは当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当行の外貨建取引であります。ただし、当行の円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

④ 国内・特別国際金融取引勘定別貸出金残高の状況

○業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	2,149,119	100.00	2,232,599	100.00
製造業	211,702	9.85	216,050	9.68
農業、林業	8,127	0.38	9,490	0.43
漁業	609	0.03	981	0.04
鉱業、採石業、砂利採取業	2,604	0.12	2,344	0.11
建設業	62,959	2.93	64,553	2.89
電気・ガス・熱供給・水道業	122,758	5.71	125,619	5.63
情報通信業	13,051	0.61	16,536	0.74
運輸業、郵便業	42,408	1.97	39,965	1.79
卸売業、小売業	146,921	6.84	145,649	6.52
金融業、保険業	268,298	12.48	285,941	12.81
不動産業、物品賃貸業	228,835	10.65	264,016	11.83
各種サービス業	138,837	6.46	142,664	6.39
地方公共団体	356,057	16.57	359,889	16.12
その他	545,947	25.40	558,895	25.03
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	2,149,119	—	2,232,599	—

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間は1,328億64百万円のマイナスでしたが、当中間連結会計期間も780億36百万円のマイナスとなりました。これは、貸出金およびコールローンの増加や譲渡性預金の流出による資金の減少などによるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間は382億83百万円のマイナスでしたが、当中間連結会計期間は345億91百万円のプラスとなりました。これは、有価証券運用において、前中間連結会計期間は売却・償還による収入が取得による支出を下回った一方で、当中間連結会計期間は売却・償還による収入が取得による支出を上回ったことによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間は6億29百万円のマイナスでしたが、当中間連結会計期間も10億56百万円のマイナスとなりました。これは、配当金の支払などによるものであります。

以上の結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、同期間中、445億2百万円減少し、2,735億37百万円となりました。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2025年9月30日
1. 連結自己資本比率（2／3）	11.22
2. 連結における自己資本の額	1,843
3. リスク・アセットの額	16,421
4. 連結総所要自己資本額	656

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2025年9月30日
1. 自己資本比率（2／3）	10.93
2. 単体における自己資本の額	1,785
3. リスク・アセットの額	16,337
4. 単体総所要自己資本額	653

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（1948年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2024年9月30日	2025年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	82	98
危険債権	373	401
要管理債権	92	94
正常債権	21,259	22,016

3 【重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	49,450,000
計	49,450,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2025年11月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	18,497,786	18,497,786	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は 100株であります。
計	18,497,786	18,497,786	—	—

(注) 「提出日現在発行数」には、2025年11月1日から半期報告書を提出する日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2025年9月30日	—	18,497	—	12,089	—	4,811

(5) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	1,642,300	9.41
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	808,400	4.63
QRファンド投資事業有限責任組合	石川県金沢市武蔵町1番16号	694,700	3.98
岩手県企業局	盛岡市内丸11番1号	611,980	3.50
岩手銀行行員持株会	盛岡市中央通一丁目2番3号	579,928	3.32
岩手県	盛岡市内丸10番1号	576,347	3.30
株式会社十文字チキンカンパニー	二戸市石切所字火行塚25	460,000	2.63
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	337,068	1.93
住友生命保険相互会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	東京都中央区八重洲二丁目2番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	300,000	1.72
BNYMSANV RE BNYMIL RE WS ZENNOR JAPAN EQUITY INCOME FUND (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	3RD FLOOR, CENTRAL SQUARE, 29 WELLINGTON STREET, LEEDS, LS14DL, UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 決済事業部)	287,000	1.64
計	—	6,297,723	36.11

- (注) 1 当行は、自己株式1,059,870株を保有しておりますが、上記には記載しておりません。
なお、自己株式には、従業員持株会信託型E S O Pが保有する当行株式201,200株は含まれておりません。
- 2 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務にかかる株式数は、次のとおりです。
- | | |
|-------------------------|------------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 1,642,300株 |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口) | 607,200株 |

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,059,800	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,350,800	173,508	—
単元未満株式	普通株式 87,186	—	—
発行済株式総数	18,497,786	—	—
総株主の議決権	—	173,508	—

- (注) 1. 「単元未満株式」の欄の普通株式には、当行所有の自己株式70株が含まれております。
2. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、従業員持株会信託型E S O Pが保有する当行株式201,200株が含まれております。

② 【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社岩手銀行	盛岡市中央通一丁目 2番3号	1,059,800	—	1,059,800	5.72
計	—	1,059,800	—	1,059,800	5.72

(注) 従業員持株会信託型E S O Pが保有する当行株式201,200株は、上記の自己保有株式には含まれておりません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間において役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、中間会計期間においては、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第4編の規定により第2種中間連結財務諸表を作成しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自2025年4月1日 至2025年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自2025年4月1日 至2025年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
現金預け金	319,122	274,611
コールローン及び買入手形	—	50,000
買入金銭債権	3,915	3,817
金銭の信託	6,479	8,132
有価証券	※1,※2,※3,※5,※8 1,194,237	※1,※2,※3,※5,※8 1,161,608
貸出金	※3,※4,※6 2,197,657	※3,※4,※6 2,232,599
外国為替	※3 2,829	※3 3,187
その他資産	※3,※5 58,479	※3,※5 64,489
有形固定資産	※7 13,590	※7 13,344
無形固定資産	1,494	1,469
退職給付に係る資産	11,030	11,370
繰延税金資産	5,634	2,882
支払承諾見返	※3 3,464	※3 3,318
貸倒引当金	△15,148	△16,005
資産の部合計	3,802,787	3,814,826
負債の部		
預金	※5 3,198,021	※5 3,208,549
譲渡性預金	215,715	136,201
借入金	※5 169,276	※5 233,952
外国為替	26	31
その他負債	30,230	37,042
役員賞与引当金	21	17
退職給付に係る負債	789	926
役員退職慰労引当金	17	16
睡眠預金払戻損失引当金	112	85
偶発損失引当金	358	330
繰延税金負債	94	78
支払承諾	3,464	3,318
負債の部合計	3,618,129	3,620,549
純資産の部		
資本金	12,089	12,089
資本剰余金	5,666	5,666
利益剰余金	173,126	176,349
自己株式	△4,505	△4,395
株主資本合計	186,377	189,709
その他有価証券評価差額金	△5,336	△1,297
繰延ヘッジ損益	2,748	4,927
退職給付に係る調整累計額	801	868
その他の包括利益累計額合計	△1,786	4,499
新株予約権	67	67
純資産の部合計	184,658	194,276
負債及び純資産の部合計	3,802,787	3,814,826

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
経常収益	23,734	31,984
資金運用収益	16,272	22,371
(うち貸出金利息)	9,916	13,099
(うち有価証券利息配当金)	5,894	8,512
役務取引等収益	4,881	4,829
その他業務収益	2,199	2,323
その他経常収益	※1 380	※1 2,461
経常費用	19,316	25,567
資金調達費用	845	3,600
(うち預金利息)	518	2,901
役務取引等費用	1,824	1,952
その他業務費用	※2 3,589	※2 5,956
営業経費	※3 12,363	※3 12,768
その他経常費用	※4 693	※4 1,288
経常利益	4,417	6,417
特別利益	31	1
固定資産処分益	31	1
特別損失	42	15
固定資産処分損	9	10
減損損失	※5 33	※5 5
税金等調整前中間純利益	4,406	6,402
法人税、住民税及び事業税	1,237	2,108
法人税等調整額	46	△64
法人税等合計	1,283	2,043
中間純利益	3,122	4,358
親会社株主に帰属する中間純利益	3,122	4,358

【中間連結包括利益計算書】

	(単位：百万円)	
	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益	3,122	4,358
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△4,491	4,039
繰延ヘッジ損益	452	2,179
退職給付に係る調整額	27	66
その他の包括利益合計	△4,010	6,285
中間包括利益	△887	10,644
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△887	10,644

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,089	5,666	167,955	△4,920	180,791
当中間期変動額					
剰余金の配当			△694		△694
親会社株主に帰属する中間純利益			3,122		3,122
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分			△65	328	263
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	—	2,362	327	2,690
当中間期末残高	12,089	5,666	170,318	△4,593	183,481

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	17,779	50	594	18,424	220	199,436
当中間期変動額						
剰余金の配当						△694
親会社株主に帰属する中間純利益						3,122
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						263
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△4,491	452	27	△4,010	△152	△4,162
当中間期変動額合計	△4,491	452	27	△4,010	△152	△1,472
当中間期末残高	13,288	503	622	14,414	67	197,963

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,089	5,666	173,126	△4,505	186,377
当中間期変動額					
剰余金の配当			△1,132		△1,132
親会社株主に帰属する中間純利益			4,358		4,358
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分			△3	110	107
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	—	3,222	109	3,332
当中間期末残高	12,089	5,666	176,349	△4,395	189,709

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	△5,336	2,748	801	△1,786	67	184,658
当中間期変動額						
剰余金の配当						△1,132
親会社株主に帰属する中間純利益						4,358
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						107
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	4,039	2,179	66	6,285	—	6,285
当中間期変動額合計	4,039	2,179	66	6,285	—	9,618
当中間期末残高	△1,297	4,927	868	4,499	67	194,276

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

	(単位：百万円)	
	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	4,406	6,402
減価償却費	909	834
減損損失	33	5
貸倒引当金の増減(△)	301	856
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	32	△28
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△7	△3
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	90	△315
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△334	208
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△4	△1
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△16	△27
資金運用収益	△16,272	△22,371
資金調達費用	845	3,600
有価証券関係損益(△)	1,005	1,409
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	19	△13
為替差損益(△は益)	1,186	120
固定資産処分損益(△は益)	△22	9
貸出金の純増(△) 減	△57,993	△34,941
預金の純増減(△)	△26,732	10,527
譲渡性預金の純増減(△)	△113,244	△79,514
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△104	64,676
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△) 減	△177	9
コールローン等の純増(△) 減	43,254	△49,902
外国為替(資産)の純増(△) 減	715	△358
外国為替(負債)の純増減(△)	40	4
資金運用による収入	15,718	21,439
資金調達による支出	△512	△2,745
その他	15,596	4,387
小計	△131,266	△75,728
法人税等の支払額	△1,614	△2,324
法人税等の還付額	17	16
営業活動によるキャッシュ・フロー	△132,864	△78,036
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△129,779	△74,936
有価証券の売却による収入	11,365	19,043
有価証券の償還による収入	80,845	92,796
金銭の信託の減少による収入	—	2,661
金銭の信託の増加による支出	△172	△4,302
有形固定資産の取得による支出	△477	△340
有形固定資産の売却による収入	51	11
有形固定資産の除却による支出	△7	△9
無形固定資産の取得による支出	△108	△330
資産除去債務の履行による支出	△0	△0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△38,283	34,591

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△15	△0
自己株式の取得による支出	△1	△0
自己株式の売却による収入	81	78
配当金の支払額	△694	△1,132
財務活動によるキャッシュ・フロー	△629	△1,056
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△171,777	△44,502
現金及び現金同等物の期首残高	562,858	318,039
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 391,080	※1 273,537

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 7社

会社名

いわぎんリース株式会社
株式会社いわぎんディーシーカード
株式会社いわぎんクレジットサービス
いわぎん事業創造キャピタル株式会社
いわぎんリサーチ&コンサルティング株式会社
manordaいわて株式会社
いわぎん未来投資株式会社

(2) 非連結子会社 6社

会社名

岩手新事業創造ファンド1号投資事業有限責任組合
岩手新事業創造ファンド2号投資事業有限責任組合
いわぎん農業法人投資事業有限責任組合
岩手新事業創造ファンド3号投資事業有限責任組合
いわぎんCVC1号投資事業有限責任組合
いわぎん事業承継1号投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

2 持分法の適用に関する事項

持分法非適用の非連結子会社 6社

会社名

岩手新事業創造ファンド1号投資事業有限責任組合
岩手新事業創造ファンド2号投資事業有限責任組合
いわぎん農業法人投資事業有限責任組合
岩手新事業創造ファンド3号投資事業有限責任組合
いわぎんCVC1号投資事業有限責任組合
いわぎん事業承継1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は9月末日であります。

4 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社及び子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- ② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、その他の金銭の信託については上記①のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～30年
その他	2年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準及び「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日)に規定する自己査定により分類区分された債権に対し、次のとおり計上しております。

- ① 破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
- ② 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額(以下、「非保全額」という。)に対し、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

なお、非保全額が一定以上の大口債務者に係る債権については、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的な方法により見積り、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法(DCF法))により計上しております。

③ 要注意先債権のうち要管理先債権に相当する債権については、債権額に対し、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

なお、与信額が一定以上の大口債務者に係る債権については、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的な方法により見積り、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法（DCF法））により計上しております。

④ ①、②、③以外の債務者に係る債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度対象債権に対する将来の負担金の支払いに備えるため、債務者区分毎の代位弁済実績率を基礎に算出した予想損失率に基づき、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、当行は退職給付信託を設定しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行及び連結子会社の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) 収益の計上方法

当行及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象である金融資産から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として取引ごとに個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。

ヘッジの有効性の評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件が概ね同一であることをもって有効性の評価に代えております。

② 一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15) 税効果会計に関する事項

中間連結会計期間に係る法人税等の額及び法人税等調整額は、事業年度において予定している剰余金の処分による固定資産圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。

(追加情報)

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(従業員持株会信託型E S O Pの導入)

当行は、福利厚生の一環として、当行の従業員持株会を活性化して当行従業員の安定的な財産形成を促進するとともに、当行の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として「従業員持株会信託型E S O P」を導入しております。

1. 取引の概要

当行は、持株会に加入する当行従業員のうち、一定の要件を充足する者を受益者とする「従業員持株会信託」を設定し、当該信託は、信託契約後5年間にわたり、持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を、借入により調達した資金で一括して取得します。その後、持株会による当行株式の取得は当該信託からの買付けにより行います。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員に拋出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の補償条項に基づき、当行が一括して弁済するため、従業員がその負担を負うことはありません。

2. 信託に残存する当行株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末599百万円、231千株、当中間連結会計期間末520百万円、201千株であります。

3. 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額は、前連結会計年度末604百万円、当中間連結会計期間末508百万円であります。

(中間連結貸借対照表関係)

※ 1 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
出資金	2,175百万円	2,550百万円

※ 2 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
140,000百万円	150,000百万円

※ 3 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	8,721百万円	10,337百万円
危険債権額	39,907百万円	40,138百万円
三月以上延滞債権額	1百万円	48百万円
貸出条件緩和債権額	8,732百万円	9,417百万円
合計額	57,363百万円	59,941百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 4 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
1,044百万円	1,114百万円

※5 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	339,361百万円	342,965百万円
その他資産	73百万円	68百万円
計	339,434百万円	343,033百万円

担保資産に対応する債務

預金	16,099百万円	3,415百万円
借入金	167,800百万円	233,100百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
その他資産	30,000百万円	30,000百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金、保証金及び敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
金融商品等差入担保金	－百万円	98百万円
保証金	80百万円	80百万円
敷金	109百万円	108百万円

※6 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
融資未実行残高	639,161百万円	629,635百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	597,873百万円	590,467百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※7 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
減価償却累計額	37,965百万円	38,374百万円

※8 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
14,612百万円	13,300百万円

(中間連結損益計算書関係)

※ 1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
株式等売却益	0百万円	2,011百万円

※ 2 その他業務費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
外国為替売買損	598百万円	521百万円
国債等債券償還損	502百万円	2,660百万円
国債等債券売却損	436百万円	671百万円

※ 3 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
給料・手当	5,279百万円	5,444百万円
退職給付費用	140百万円	213百万円

※ 4 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
貸倒引当金繰入額	451百万円	1,019百万円
株式等売却損	64百万円	101百万円

※ 5 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により、以下の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を「減損損失」として特別損失に計上しております。

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
稼働資産	岩手県内	営業店舗 3 か所	建物・動産	5 百万円
稼働資産	岩手県内	社宅 6 か所	土地・建物・動産	2 8 百万円
合計				3 3 百万円
			(うち土地	1 3 百万円)
			(うち建物	1 9 百万円)
			(うち動産	0 百万円)

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
稼働資産	岩手県内	営業店舗 2 か所	建物	5 百万円
合計				5 百万円
			(うち土地	－ 百万円)
			(うち建物	5 百万円)
			(うち動産	－ 百万円)

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。また、連結子会社は各社をそれぞれ1つのグループとしております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、原則として「不動産鑑定評価基準」（国土交通省）に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自2024年4月1日 至2024年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	18,497	—	—	18,497	
合 計	18,497	—	—	18,497	
自己株式					
普通株式	1,432	0	99	1,333	(注) 1、2、3
合 計	1,432	0	99	1,333	

(注) 1 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2 普通株式の自己株式の減少は、新株予約権（ストック・オプション）の権利行使（56千株）、従業員持株会信託型E S O Pが売却した当行株式（31千株）及び譲渡制限付株式の割当（11千株）による減少であります。

3 当中間連結会計期間末の普通株式の自己株式数には、従業員持株会信託型E S O Pが保有する当行株式が265千株含まれております。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			当中間連結会 計期間末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間 増加	当中間連結会 計期間末 減少	
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権		—			67
合計			—			67

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	694	40	2024年3月31日	2024年6月27日

(注) 配当金の総額には、従業員持株会信託型E S O Pが保有する当行株式に対する配当金11百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2024年11月12日 取締役会	普通株式	1,045	利益剰余金	60	2024年9月30日	2024年12月10日

(注) 配当金の総額には、従業員持株会信託型E S O Pが保有する当行株式に対する配当金15百万円が含まれております。

当中間連結会計期間(自2025年4月1日 至2025年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	18,497	—	—	18,497	
合 計	18,497	—	—	18,497	
自己株式					
普通株式	1,299	0	39	1,261	(注) 1、2、3
合 計	1,299	0	39	1,261	

(注) 1 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2 普通株式の自己株式の減少は、従業員持株会信託型E S O Pが売却した当行株式(30千株)及び譲渡制限付株式の割当(8千株)による減少であります。

3 当中間連結会計期間末の普通株式の自己株式数には、従業員持株会信託型E S O Pが保有する当行株式が201千株含まれております。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会 計期間末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間		当中間連結会 計期間末	
				増加	減少		
当行	ストック・オブ ションとしての 新株予約権		—				67
合計			—				67

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,132	65	2025年3月31日	2025年6月25日

(注) 配当金の総額には、従業員持株会信託型E S O Pが保有する当行株式に対する配当金15百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2025年11月14日 取締役会	普通株式	1,674	利益剰余金	96	2025年9月30日	2025年12月10日

(注) 配当金の総額には、従業員持株会信託型E S O Pが保有する当行株式に対する配当金19百万円が含まれております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金預け金勘定	392,165百万円	274,611百万円
普通預け金	△475百万円	△470百万円
その他	△609百万円	△603百万円
現金及び現金同等物	391,080百万円	273,537百万円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
(貸主側)		
1 年内	24	25
1 年超	169	180
合 計	193	206

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、有価証券のうち短期社債、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度（2025年3月31日）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権	3,915	3,635	△280
(2) 金銭の信託	6,479	6,479	—
(3) 有価証券（※1）			
満期保有目的の債券	68,267	67,156	△1,110
その他有価証券	1,109,153	1,109,153	—
(4) 貸出金	2,197,657		
貸倒引当金（※2）	△14,165		
	2,183,491	2,154,276	△29,215
資産計	3,371,307	3,340,701	△30,606
(1) 預金	3,198,021	3,197,384	△637
(2) 譲渡性預金	215,715	215,719	3
(3) 借入金	169,276	169,269	△6
負債計	3,583,013	3,582,373	△640
デリバティブ取引（※3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	514	514	—
ヘッジ会計が適用されているもの	4,000	3,566	(433)
デリバティブ取引計	4,515	4,081	(433)

（※1） その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項を適用した、投資信託財産が不動産である投資信託が含まれております。

（※2） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※3） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引及び特例処理を適用しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権	3,817	3,502	△314
(2) 金銭の信託	8,132	8,132	—
(3) 有価証券（※1）			
満期保有目的の債券	68,354	66,594	△1,760
その他有価証券	1,075,243	1,075,243	—
(4) 貸出金	2,232,599		
貸倒引当金（※2）	△15,049		
	2,217,549	2,184,310	△33,238
資産計	3,373,097	3,337,783	△35,314
(1) 預金	3,208,549	3,208,388	△161
(2) 譲渡性預金	136,201	136,247	45
(3) 借入金	233,952	233,945	△7
負債計	3,578,703	3,578,581	△122
デリバティブ取引（※3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(293)	(293)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	7,172	6,957	(215)
デリバティブ取引計	6,879	6,664	(215)

（※1）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項を適用した、投資信託財産が不動産である投資信託が含まれております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※3）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引及び特例処理を適用しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
① 非上場株式(※1)(※2)	1,581	1,586
② 組合出資金等(※3)	15,235	16,424
合 計	16,816	18,010

（※1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※2）前連結会計年度において、非上場株式について4百万円減損処理を行っております。

当中間連結会計期間において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

（※3）組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場取引において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に係る相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品

前連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	—	—
金銭の信託	—	6,479	—	6,479
有価証券				
その他有価証券	266,863	782,252	53,186	1,102,301
国債・地方債等	193,847	276,345	—	470,193
社債	—	307,096	14,386	321,482
株式	47,583	—	—	47,583
その他（※1）（※2）	25,432	198,809	38,799	263,041
デリバティブ取引				
金利関連	—	4,107	—	4,107
通貨関連	—	516	—	516
その他	—	—	4	4
資産計	266,863	793,355	53,190	1,113,409
デリバティブ取引				
金利関連	—	540	—	540
通貨関連	—	1	—	1
その他	—	—	4	4
負債計	—	542	4	546

（※1）有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は6,851百万円となります。

（※2）第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首 残高	当期の損益又はその他の 包括利益		購入、売却、 発行及び償還 の純額	投資信託の基 準価額を時価 とみなすこと とした額	投資信託の基 準価額を 時価とみな さないこと とした額	期末 残高	当期の損益に計 上した額のうち 連結貸借対照表 日において保有 する投資信託の 評価損益(※1)
	損益に計上 (※1)	その他の包 括利益 に計上 (※2)					
5,956	—	94	800	—	—	6,851	—

（※1）当期の損益に計上した額はありません。

（※2）連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	—	—
金銭の信託	—	8,132	—	8,132
有価証券				
その他有価証券	273,703	737,726	56,907	1,068,337
国債・地方債等	191,193	268,365	—	459,559
社債	—	292,032	13,077	305,110
株式	55,775	—	—	55,775
その他（※1）（※2）	26,734	177,327	43,829	247,892
デリバティブ取引				
金利関連	—	7,200	—	7,200
通貨関連	—	0	—	0
その他	—	—	1	1
資産計	273,703	753,059	56,908	1,083,672
デリバティブ取引				
金利関連	—	243	—	243
通貨関連	—	293	—	293
その他	—	—	1	1
負債計	—	536	1	538

（※1）有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は6,906百万円となります。

（※2）第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首 残高	当期の損益又はその他の 包括利益		購入、売却、 発行及び償還 の純額	投資信託の基 準価額を時価 とみなすこと とした額	投資信託の 基準価額をな さないこと とした額	期末 残高	当期の損益に計 上した額のうち 中間連結貸借対 照表日において 保有する投資信 託の評価損益 （※1）
	損益に計上 （※1）	その他の包 括利益 に計上 （※2）					
6,851	—	55	△0	—	—	6,906	—

（※1）当期の損益に計上した額はありません。

（※2）中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度（2025年3月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	3,635	3,635
有価証券				
満期保有目的の債券	44,873	22,283	—	67,156
国債・地方債等	44,873	9,259	—	54,133
社債	—	13,023	—	13,023
貸出金	—	17,090	2,137,185	2,154,276
資産計	44,873	39,374	2,140,820	2,225,068
預金	—	3,197,384	—	3,197,384
譲渡性預金	—	215,719	—	215,719
借入金	—	169,269	—	169,269
負債計	—	3,582,373	—	3,582,373

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	3,502	3,502
有価証券				
満期保有目的の債券	44,464	22,129	—	66,594
国債・地方債等	44,464	9,228	—	53,693
社債	—	12,901	—	12,901
貸出金	—	21,004	2,163,306	2,184,310
資産計	44,464	43,134	2,166,808	2,254,407
預金	—	3,208,388	—	3,208,388
譲渡性預金	—	136,247	—	136,247
借入金	—	233,945	—	233,945
負債計	—	3,578,581	—	3,578,581

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、ブローカー等から入手した価格を時価としており、使用されたインプットに基づき、レベル3の時価に分類しております。その他の取引につきましては、残存期間が短期の取引であり、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としており、レベル3の時価に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託については、原則として信託財産である有価証券を「有価証券」と同様の方法により算定した価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式、国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても、市場が活発ではない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からのリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。なお、相場価格が入手できない社債等については、ブローカー等から入手した価格を時価としており、使用されたインプットに基づき、レベル3の時価に分類しております。

市場価格のない私募債については、取引先の内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。ただし、破綻懸念先、実質破綻先および破綻先の私募債については、貸出金と同様に、帳簿価額から貸倒見積高を控除した金額をもって時価としております。これらの取引については、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権等については、貸倒見積高を担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額、又は将来キャッシュ・フローの見積額の現在価値等に基づいて算定していることから、時価は連結貸借対照表計上額から貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。クレジット・デリバティブを内包した貸出金については、その時価を反映しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、連結決算日における新規預入金利を用いております。これらの取引については、レベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利によるもの及び残存期間が短期の取引については、短期間で市場金利を反映するため、時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額をもって時価としております。その他の取引については、将来キャッシュ・フローの見積額を割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場における同種商品による残存期間までの再調達レートを用いております。これらの取引については、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、主として店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法等の評価方法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート等であり、観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合にはレベル2の時価に分類しており、金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。また、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3に分類しており、地震デリバティブ等が含まれます。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券	現在価値技法	倒産確率	0.000% — 22.430%	0.541%

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券	現在価値技法	倒産確率	0.000% — 24.242%	0.731%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	期首 残高	当期の損益又はその他の 包括利益		購入、 売却、 発行及 び決済 の純額	レベ ル3の時 価への 振替 (※3)	レベ ル3の時 価から の振替 (※4)	期末 残高	当期の損益に計 上した額のうち 連結貸借対照表 日において保有 する金融資産及 び金融負債の評 価損益(※1)
		損益に計 上 (※1)	その他の包 括利益に計 上(※2)					
有価証券								
その他有価証券	58,278	—	△579	△4,512	—	—	53,186	—
デリバティブ取引								
その他(資産)	4	△8	—	7	—	—	4	△3
その他(負債)	△4	8	—	△7	—	—	△4	3

(※1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(※3) レベル2の時価からレベル3の時価への振替はありません。

(※4) レベル3の時価からレベル2の時価への振替はありません。

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

(単位:百万円)

	期首 残高	当期の損益又はその他の 包括利益		購入、 売却、 発行及 び決済 の純額	レベ ル3の時 価への 振替 (※3)	レベ ル3の時 価から の振替 (※4)	期末 残高	当期の損益に計 上した額のうち 中間連結貸借対 照表日において 保有する金融資 産及び金融負債 の評価損益 (※1)
		損益に計 上 (※1)	その他の包 括利益に計 上(※2)					
有価証券								
その他有価証券	53,186	—	65	3,655	—	—	56,907	—
デリバティブ取引								
その他(資産)	4	△2	—	0	—	—	1	△2
その他(負債)	△4	2	—	△0	—	—	△1	2

(※1) 中間連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(※2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(※3) レベル2の時価からレベル3の時価への振替はありません。

(※4) レベル3の時価からレベル2の時価への振替はありません。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは、リスク管理部門にて時価の算定に関する方針、評価方法等を定めており、これに沿って各所管部が時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価評価モデルには、観察可能なデータを可能な限り活用しております。なお、第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合においては、当行グループにて再計算した結果との比較等を行い、価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

倒産確率は、倒産が発生する可能性を示しており、過去の取引先の倒産実績をもとに算定した推定値です。倒産時の損失率の大幅な上昇は（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

- ※ 1 中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- ※ 2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度（2025年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	21,982	22,578	596
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	21,982	22,578	596
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	23,065	22,295	△770
	地方債	9,659	9,259	△399
	社債	13,560	13,023	△537
	その他	2,262	1,982	△280
	小計	48,547	46,561	△1,986
合計		70,529	69,139	△1,390

当中間連結会計期間（2025年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超えるもの	国債	21,984	22,309	325
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	21,984	22,309	325
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超えないもの	国債	23,129	22,155	△974
	地方債	9,684	9,228	△456
	社債	13,556	12,901	△655
	その他	2,179	1,865	△314
	小計	48,550	46,150	△2,400
合計		70,534	68,459	△2,075

2 その他有価証券

前連結会計年度（2025年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超えるもの	株式	46,504	14,436	32,067
	債券	57,237	56,464	773
	国債	—	—	—
	地方債	48,801	48,066	734
	社債	8,436	8,397	38
	その他	96,081	86,467	9,614
	小計	199,824	157,368	42,455
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超えないもの	株式	1,079	1,255	△176
	債券	734,438	773,538	△39,099
	国債	193,847	208,678	△14,831
	地方債	227,544	240,012	△12,467
	社債	313,046	324,847	△11,800
	その他	173,811	184,977	△11,166
	小計	909,328	959,771	△50,442
合計		1,109,153	1,117,139	△7,986

当中間連結会計期間（2025年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	55,082	14,462	40,619
	債券	43,476	42,971	505
	国債	4,865	4,852	12
	地方債	34,720	34,251	469
	社債	3,891	3,867	23
	その他	100,016	90,449	9,566
	小計	198,575	147,884	50,691
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	693	804	△111
	債券	721,193	766,494	△45,301
	国債	186,328	204,444	△18,116
	地方債	233,645	247,632	△13,987
	社債	301,219	314,417	△13,197
	その他	154,781	162,383	△7,601
	小計	876,668	929,682	△53,014
合計		1,075,243	1,077,566	△2,322

3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落等しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額はありません。

当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、（1）個々の銘柄の有価証券の中間連結会計期間末日（連結会計年度末日）における時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合、（2）個々の銘柄の有価証券の中間連結会計期間末日（連結会計年度末日）における時価が、取得原価に比べて30%以上50%未満の範囲で下落した場合で、次の基準に該当する場合があります。

（1）株式

- ① 時価が中間連結会計期間末日（連結会計年度末日）以前1年間にわたり、取得原価に対し一度も70%超の水準まで回復していない場合
- ② 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上している場合
- ③ 中間連結会計期間末日（連結会計年度末日）時点において、「市場業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切り水準に達している場合

（2）投資信託

- ① 時価が中間連結会計期間末日（連結会計年度末日）以前1年間にわたり、取得原価に対し一度も70%超の水準まで回復していない場合
- ② 中間連結会計期間末日（連結会計年度末日）時点において、「市場業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切り水準に達している場合

（3）債券及び信託受益権

取得時に比べて取得格付けが2ランク以上下落した場合や、BB格以下となった場合等、信用状態の著しい低下があったと判断される場合

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（2025年3月31日現在）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	880	880	—	—	—

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間（2025年9月30日現在）

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸借 対照表計上額が取 得原価を超えるも の (百万円)	うち中間連結貸借 対照表計上額が取 得原価を超えない もの (百万円)
その他の金銭の信託	2,197	2,197	—	—	—

（注）「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（2025年3月31日現在）

	金額(百万円)
評価差額	△7,890
その他有価証券（注）	△7,890
(+)繰延税金資産	3,047
(△)繰延税金負債	494
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△5,336
(△)非支配株主持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△5,336

(注) 時価をもって貸借対照表価額としていない有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券にかかる評価差額等（益）96百万円が含まれております。

当中間連結会計期間（2025年9月30日現在）

	金額(百万円)
評価差額	△2,073
その他有価証券（注）	△2,073
(+)繰延税金資産	1,251
(△)繰延税金負債	475
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△1,297
(△)非支配株主持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△1,297

(注) 時価をもって貸借対照表価額としていない有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券にかかる評価差額等（益）249百万円が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2025年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ 為替予約	—	—	—	—
	売建	26,989	—	514	514
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
合 計		—	—	514	514

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間（2025年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ 為替予約	—	—	—	—
	売建	27,600	—	△293	△293
	買建	29	—	0	0
	通貨オプション	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
合 計		—	—	△293	△293

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

(7) その他

前連結会計年度（2025年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	地震デリバティブ				
	売建	535	—	△4	—
	買建	535	—	4	—
	合計	—	—	—	—

当中間連結会計期間（2025年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	地震デリバティブ				
	売建	260	—	△1	—
	買建	260	—	1	—
	合計	—	—	—	—

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2025年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ				
	受取変動・支払固定	其他有価証券 (債券)	64,119	64,119	4,000
	金利先物	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ				
	受取変動・支払固定	満期保有目的の債券	22,000	22,000	△433
	合 計	—	—	—	3,566

(注) 金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

当中間連結会計期間（2025年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ				
	受取変動・支払固定	其他有価証券 (債券)	76,634	76,634	7,172
	金利先物	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	満期保有目的の債券	22,000	22,000	△215
合 計		———	———	———	6,957

(注) 金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)
(譲渡制限付株式報酬制度)

1 譲渡制限付株式報酬にかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業経費	7百万円	14百万円

2 譲渡制限付株式報酬の内容

前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

	2024年8月23日付与
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 5名 (注1)
株式の種類別の付与された株式数	普通株式 11,100株
付与日	2024年8月23日
対象勤務期間	当行第142期定時株主総会の日から翌年に開催予定の 当行第143期定時株主総会までの期間
譲渡制限期間	譲渡制限付株式の付与日から当行の取締役を退任する 日までの期間
解除条件	付与対象者が当行第142期定時株主総会の日から翌年 に開催予定の当行第143期定時株主総会の日までの 間、継続して当行の取締役の地位にあること
付与日における公正な評価単価	2,651円

(注) 1 監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。

当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

	2025年8月22日付与
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 5名 (注1)
株式の種類別の付与された株式数	普通株式 8,900株
付与日	2025年8月22日
対象勤務期間	当行第143期定時株主総会の日から翌年に開催予定の 当行第144期定時株主総会までの期間
譲渡制限期間	譲渡制限付株式の付与日から当行の取締役を退任する 日までの期間
解除条件	付与対象者が当行第143期定時株主総会の日から翌年 に開催予定の当行第144期定時株主総会の日までの 間、継続して当行の取締役の地位にあること
付与日における公正な評価単価	3,310円

(注) 1 監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上しているもの

資産除去債務のうち中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上しているものについては重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検証を行う対象となっているものであります。

当行グループは、国内において銀行業務を中心とした金融サービスに係る事業活動を展開しております。従いまして、当行グループは金融サービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」及び「クレジットカード業・信用保証業」の3つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、為替業務等を行っております。

「リース業」は、リース業務等を行っております。

「クレジットカード業・信用保証業」は、クレジットカード業務、信用保証業務等を行っております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益であります。

セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報並びに収益の分解情報

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	クレジット カード業・ 信用保証業	計				
経常収益								
顧客との契約から生じる収益	3,928	—	31	3,959	166	4,126	—	4,126
役務取引等収益	3,928	—	31	3,959	166	4,126	—	4,126
預金・貸出業務	756	—	—	756	—	756	—	756
為替業務	1,052	—	—	1,052	—	1,052	—	1,052
証券関係業務	258	—	—	258	—	258	—	258
代理業務	930	—	—	930	—	930	—	930
保護預り・貸金庫業務	12	—	—	12	—	12	—	12
クレジットカード業務	79	—	18	98	—	98	—	98
その他	837	—	12	849	166	1,016	—	1,016
その他業務収益	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外の経常収益	17,001	2,200	383	19,585	22	19,608	—	19,608
外部顧客に対する経常収益	20,929	2,200	414	23,545	188	23,734	—	23,734
セグメント間の内部経常収益	387	4	173	565	61	627	△627	—
計	21,316	2,205	587	24,110	250	24,361	△627	23,734
セグメント利益又は損失（△）	4,676	△30	111	4,757	△3	4,754	△337	4,417
セグメント資産	3,798,615	15,887	8,830	3,823,333	760	3,824,093	△21,510	3,802,582
セグメント負債	3,607,332	12,064	2,912	3,622,308	61	3,622,369	△17,750	3,604,619
その他の項目								
減価償却費	895	12	0	909	0	909	—	909
資金運用収益	16,617	0	19	16,638	0	16,638	△365	16,272
資金調達費用	844	29	0	874	—	874	△28	845
税金費用	1,223	0	58	1,282	3	1,285	△2	1,283
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	304	2	—	307	249	556	4	561

- （注） 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。なお、顧客との契約から生じる収益以外の経常収益には、貸出業務及び有価証券投資業務などの企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益を含んでおります。
2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、コンサルティング業務・地域商社業務・投資業務を含んでおります。
3. 調整額は次のとおりであります。
- （1）セグメント利益又は損失の調整額は、セグメント間取引消去等であります。
 - （2）セグメント資産の調整額は、セグメント間取引消去等及び退職給付に係る資産の調整額であります。
 - （3）セグメント負債の調整額は、セグメント間取引消去等及び退職給付に係る負債の調整額であります。
 - （4）資金運用収益の調整額は、セグメント間取引消去等であります。
4. セグメント利益又は損失は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	クレジット カード業・ 信用保証業	計				
経常収益								
顧客との契約から生じる収益	3,792	0	27	3,820	318	4,138	—	4,138
役務取引等収益	3,792	—	27	3,819	318	4,138	—	4,138
預金・貸出業務	802	—	—	802	—	802	—	802
為替業務	1,156	—	—	1,156	—	1,156	—	1,156
証券関係業務	117	—	—	117	—	117	—	117
代理業務	814	—	—	814	—	814	—	814
保護預り・貸金庫業務	11	—	—	11	—	11	—	11
クレジットカード業務	91	—	18	109	—	109	—	109
その他	798	—	8	807	318	1,126	—	1,126
その他業務収益	—	0	—	0	—	0	—	0
上記以外の経常収益	25,117	2,332	355	27,806	60	27,866	△20	27,845
外部顧客に対する経常収益	28,910	2,333	382	31,626	379	32,005	△20	31,984
セグメント間の内部経常収益	170	5	167	343	66	410	△410	—
計	29,080	2,339	550	31,970	445	32,415	△431	31,984
セグメント利益	6,244	36	120	6,401	127	6,529	△112	6,417
セグメント資産	3,809,313	17,283	9,007	3,835,603	1,094	3,836,698	△21,871	3,814,826
セグメント負債	3,622,691	13,229	2,775	3,638,696	154	3,638,850	△18,300	3,620,549
その他の項目								
減価償却費	815	12	0	829	5	834	—	834
資金運用収益	22,500	0	22	22,523	0	22,523	△152	22,371
資金調達費用	3,604	36	0	3,641	0	3,641	△40	3,600
税金費用	1,946	3	49	2,000	43	2,043	—	2,043
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	564	0	—	565	40	605	2	607

- （注） 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。なお、顧客との契約から生じる収益以外の経常収益には、貸出業務及び有価証券投資業務などの企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益を含んでおります。
2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、コンサルティング業務・地域商社業務・投資業務を含んでおります。
3. 調整額は次のとおりであります。
- （1）外部顧客に対する経常収益の調整額は、貸倒引当金繰入額等の調整であります。
 - （2）セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去等であります。
 - （3）セグメント資産の調整額は、セグメント間取引消去等及び退職給付に係る資産の調整額であります。
 - （4）セグメント負債の調整額は、セグメント間取引消去等及び退職給付に係る負債の調整額であります。
 - （5）資金運用収益の調整額は、セグメント間取引消去等であります。
4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1 サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	9,916	5,896	7,921	23,734

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産を有していないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1 サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	13,099	10,537	8,346	31,984

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産を有していないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	銀行業	リース業	クレジットカード業・信用保証業	計		
減損損失	33	—	—	33	—	33

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	銀行業	リース業	クレジットカード業・信用保証業	計		
減損損失	5	—	—	5	—	5

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
1株当たり純資産額	10,733円37銭	11,267円17銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	184,658	194,276
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	67	67
(うち新株予約権)	百万円	67	67
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	184,590	194,209
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数	千株	17,197	17,236

(注) 1株当たり純資産額の算定にあたっては、従業員持株会信託型E S O Pが保有する当行株式数を、(中間)期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。当該自己株式の(中間)期末株式数は、前連結会計年度231千株、当中間連結会計期間201千株であります。

2 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益	円	182.47	253.20
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	3,122	4,358
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に 帰属する中間純利益	百万円	3,122	4,358
普通株式の期中平均株式数	千株	17,112	17,214
(2) 潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	円	181.80	252.66
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益 調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	63	36
うち新株予約権	千株	63	36

(注) 1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たりの中間純利益の算定にあたっては、従業員持株会信託型E S O Pが保有する当行株式数を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。当該自己株式の期中平均株式数は、前中間連結会計期間282千株、当中間連結会計期間216千株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
現金預け金	318,840	274,359
コールローン	—	50,000
買入金銭債権	3,915	3,817
金銭の信託	6,479	8,132
有価証券	※1,※2,※3,※5,※7 1,196,970	※1,※2,※3,※5,※7 1,164,396
貸出金	※3,※4,※6 2,206,680	※3,※4,※6 2,242,573
外国為替	※3 2,829	※3 3,187
その他資産	※3,※5 40,170	※3,※5 45,577
その他の資産	※3,※5 40,170	※3,※5 45,577
有形固定資産	13,261	13,009
無形固定資産	1,430	1,415
前払年金費用	9,133	9,238
繰延税金資産	5,933	3,209
支払承諾見返	※3 3,464	※3 3,318
貸倒引当金	△12,049	△12,921
資産の部合計	3,797,059	3,809,313
負債の部		
預金	※5 3,202,259	※5 3,212,949
譲渡性預金	220,015	140,201
借入金	※5 168,776	※5 233,952
外国為替	26	31
その他負債	24,915	31,811
未払法人税等	1,722	1,538
資産除去債務	47	47
その他の負債	23,146	30,224
役員賞与引当金	21	11
睡眠預金払戻損失引当金	112	85
偶発損失引当金	358	330
支払承諾	3,464	3,318
負債の部合計	3,619,950	3,622,691

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
純資産の部		
資本金	12,089	12,089
資本剰余金	4,811	4,811
資本準備金	4,811	4,811
利益剰余金	168,142	171,290
利益準備金	7,278	7,278
その他利益剰余金	160,864	164,011
固定資産圧縮積立金	834	834
別途積立金	151,080	155,080
繰越利益剰余金	8,949	8,097
自己株式	△4,505	△4,395
株主資本合計	180,537	183,795
その他有価証券評価差額金	△6,244	△2,169
繰延ヘッジ損益	2,748	4,927
評価・換算差額等合計	△3,496	2,758
新株予約権	67	67
純資産の部合計	177,109	186,621
負債及び純資産の部合計	3,797,059	3,809,313

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)		
	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
経常収益	21,316	29,080
資金運用収益	16,617	22,500
(うち貸出金利息)	9,930	13,122
(うち有価証券利息配当金)	6,226	8,619
役務取引等収益	4,335	4,107
その他業務収益	1	13
その他経常収益	※1 362	※1 2,459
経常費用	16,640	22,835
資金調達費用	844	3,604
(うち預金利息)	519	2,904
役務取引等費用	1,957	2,067
その他業務費用	※2 1,583	※2 3,854
営業経費	※3 11,711	※3 12,054
その他経常費用	※4 543	※4 1,254
経常利益	4,676	6,244
特別利益	31	1
特別損失	42	15
税引前中間純利益	4,665	6,230
法人税、住民税及び事業税	1,163	2,011
法人税等調整額	59	△65
法人税等合計	1,223	1,946
中間純利益	3,442	4,283

(3)【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	12,089	4,811	4,811	7,278	855	148,080	6,866	163,079
当中間期変動額								
剰余金の配当							△694	△694
別途積立金の積立						3,000	△3,000	－
中間純利益							3,442	3,442
自己株式の取得								
自己株式の処分							△65	△65
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)								
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	3,000	△317	2,682
当中間期末残高	12,089	4,811	4,811	7,278	855	151,080	6,548	165,762

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△4,920	175,059	17,068	50	17,118	220	192,398
当中間期変動額							
剰余金の配当		△694					△694
別途積立金の積立		—					—
中間純利益		3,442					3,442
自己株式の取得	△1	△1					△1
自己株式の処分	328	263					263
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)			△4,425	452	△3,972	△152	△4,125
当中間期変動額合計	327	3,010	△4,425	452	△3,972	△152	△1,115
当中間期末残高	△4,593	178,070	12,642	503	13,145	67	191,283

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	12,089	4,811	4,811	7,278	834	151,080	8,949
当中間期変動額							
剰余金の配当							△1,132
別途積立金の積立						4,000	△4,000
中間純利益							4,283
自己株式の取得							
自己株式の処分							△3
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)							
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	4,000	△852
当中間期末残高	12,089	4,811	4,811	7,278	834	155,080	8,097

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△4,505	180,537	△6,244	2,748	△3,496	67	177,109
当中間期変動額							
剰余金の配当		△1,132					△1,132
別途積立金の積立		—					—
中間純利益		4,283					4,283
自己株式の取得	△0	△0					△0
自己株式の処分	110	107					107
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)			4,075	2,179	6,255	—	6,255
当中間期変動額合計	109	3,257	4,075	2,179	6,255	—	9,512
当中間期末残高	△4,395	183,795	△2,169	4,927	2,758	67	186,621

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式等及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、その他の金銭の信託については上記(1)のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。

3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～30年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準及び「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日)に規定する自己査定により分類区分された債権に対し、次のとおり計上しております。

① 破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

② 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額(以下、「非保全額」という。)に対し、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

なお、非保全額が一定以上の大口債務者に係る債権については、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的な方法により見積り、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法(DCF法))により計上しております。

③ 要注意先債権のうち要管理先債権に相当する債権については、債権額に対し、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

なお、与信額が一定以上の大口債務者に係る債権については、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的な方法により見積り、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法（DCF法））により計上しております。

- ④ ①、②、③以外の債務者に係る債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当行は退職給付信託を設定しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度対象債権に対する将来の負担金の支払いに備えるため、債務者区分毎の代位弁済実績率を基礎に算出した予想損失率に基づき、将来の負担金支払見込額を計上しております。

6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7 収益の計上方法

当行は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

8 ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象である金融資産から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として取引ごとに個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。

ヘッジの有効性の評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件が概ね同一であることをもって有効性の評価に代えております。

- (2) 一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

9 その他中間財務諸表作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、中間連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(3) 税効果会計に関する事項

中間会計期間に係る法人税等の額及び法人税等調整額は、当事業年度において予定している剰余金の処分による固定資産圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。

(追加情報)

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

（従業員持株会信託型E S O Pの導入）

当行は、福利厚生の一環として、当行の従業員持株会を活性化して当行従業員の安定的な財産形成を促進するとともに、当行の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として「従業員持株会信託型E S O P」を導入しております。

1. 取引の概要

当行は、持株会に加入する当行従業員のうち、一定の要件を充足する者を受益者とする「従業員持株会信託」を設定し、当該信託は、信託契約後5年間にわたり、持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を、借入により調達した資金で一括して取得します。その後、持株会による当行株式の取得は当該信託からの買付けにより行います。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員に拋出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の補償条項に基づき、当行が一括して弁済するため、従業員がその負担を負うことはありません。

2. 信託に残存する当行株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度末599百万円、231千株、当中間会計期間末520百万円、201千株であります。

3. 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額は、前事業年度末604百万円、当中間会計期間末508百万円であります。

(中間貸借対照表関係)

※ 1 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
株式	4,476百万円	4,476百万円
出資金	2,175百万円	2,550百万円

※ 2 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
140,000百万円	150,000百万円

※ 3 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	8,251百万円	9,885百万円
危険債権額	39,906百万円	40,138百万円
三月以上延滞債権額	一百万円	47百万円
貸出条件緩和債権額	8,732百万円	9,416百万円
合計額	56,890百万円	59,487百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 4 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
1,044百万円	1,114百万円

※5 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	339,361百万円	342,965百万円
その他の資産	73百万円	68百万円
計	339,434百万円	343,033百万円
担保資産に対応する債務		
預金	16,099百万円	3,415百万円
借用金	167,800百万円	233,100百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
その他の資産	30,000百万円	30,000百万円

また、その他の資産には、金融商品等差入担保金、保証金及び敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
金融商品等差入担保金	一百万円	98百万円
保証金	80百万円	80百万円
敷金	107百万円	107百万円

※6 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
融資未実行残高	635,029百万円	627,442百万円
うち原契約期間が1年以内のもの （又は任意の時期に無条件で取消 可能なもの）	593,741百万円	588,275百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※7 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
14,612百万円	13,300百万円

(中間損益計算書関係)

※ 1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
株式等売却益	0百万円	2,011百万円

※ 2 その他業務費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
外国為替売買損	598百万円	521百万円
国債等債券償還損	502百万円	2,660百万円
国債等債券売却損	436百万円	671百万円

※ 3 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
有形固定資産	552百万円	507百万円
無形固定資産	343百万円	307百万円

※ 4 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
貸倒引当金繰入額	306百万円	988百万円
株式等売却損	64百万円	101百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2025年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式及び出資金	—	—	—
関連会社株式及び出資金	—	—	—
合計	—	—	—

当中間会計期間（2025年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式及び出資金	—	—	—
関連会社株式及び出資金	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表（貸借対照表）計上額

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
子会社株式及び出資金	6,652	7,027
関連会社株式及び出資金	—	—
合計	6,652	7,027

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

2025年11月14日開催の取締役会において、第144期の中間配当について次のとおり決議しました。

中間配当金額 1,674百万円

1株当たりの中間配当金 96円

(注) 中間配当金額には、従業員持株会信託型E S O Pが保有する当行株式に対する配当金19百万円が含まれております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月19日

株式会社岩手銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
仙台事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深 田 建 太 郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴 見 将 史

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社岩手銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社岩手銀行及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月19日

株式会社岩手銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
仙台事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深 田 建 太 郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴 見 将 史

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社岩手銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第144期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社岩手銀行の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて

監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。